

観光関連事業者事業継続支援金

緊急事態宣言、まん延防止等重点措置及び三重県緊急警戒宣言に伴う観光客の減少に起因して影響を受けている観光関連事業者の事業の継続を支援することにより、市の経済の安定を図るため、当該観光関連事業者に対して支援金を交付します。

1.対象事業者

次の全てを満たす事業者を対象とします。

- ①鳥羽市内に事業所もしくは店舗などを有していること
- ②観光客と直接取引がある、または観光客と直接取引がある事業所を介して間接的に観光客と取引を行っていること

2.主な支給要件

令和3年4月～6月のそれぞれの売上が、前年又は前々年同期比で30%以上の減少があること

※本支援金の申請対象月に、国、県の支援金等（月次支援金、三重県時短要請協力金、三重県酒類販売事業者等支援金、三重県飲食店取引事業者等支援金、三重県観光事業者支援金）の支給対象に該当しているときは支給対象外とします。

3.支給金額

令和3年4月～6月、それぞれの月において、1事業者あたり、以下の額を支給します。

中小企業	1事業者あたり	(一律) 10万円/月
個人事業主	1事業者あたり	(一律) 5万円/月

4.申請受付

令和3年7月1日から令和3年8月31日まで（予定）

5.必要書類

- ・令和元年又は令和2年分確定申告書写し
- ・令和3年4月～6月の売上台帳写し
- ・事業所の写真 など

問い合わせ先:鳥羽市農水商工課(25-1156)